

校内支援体制の確立

校内支援体制の確立に向けて

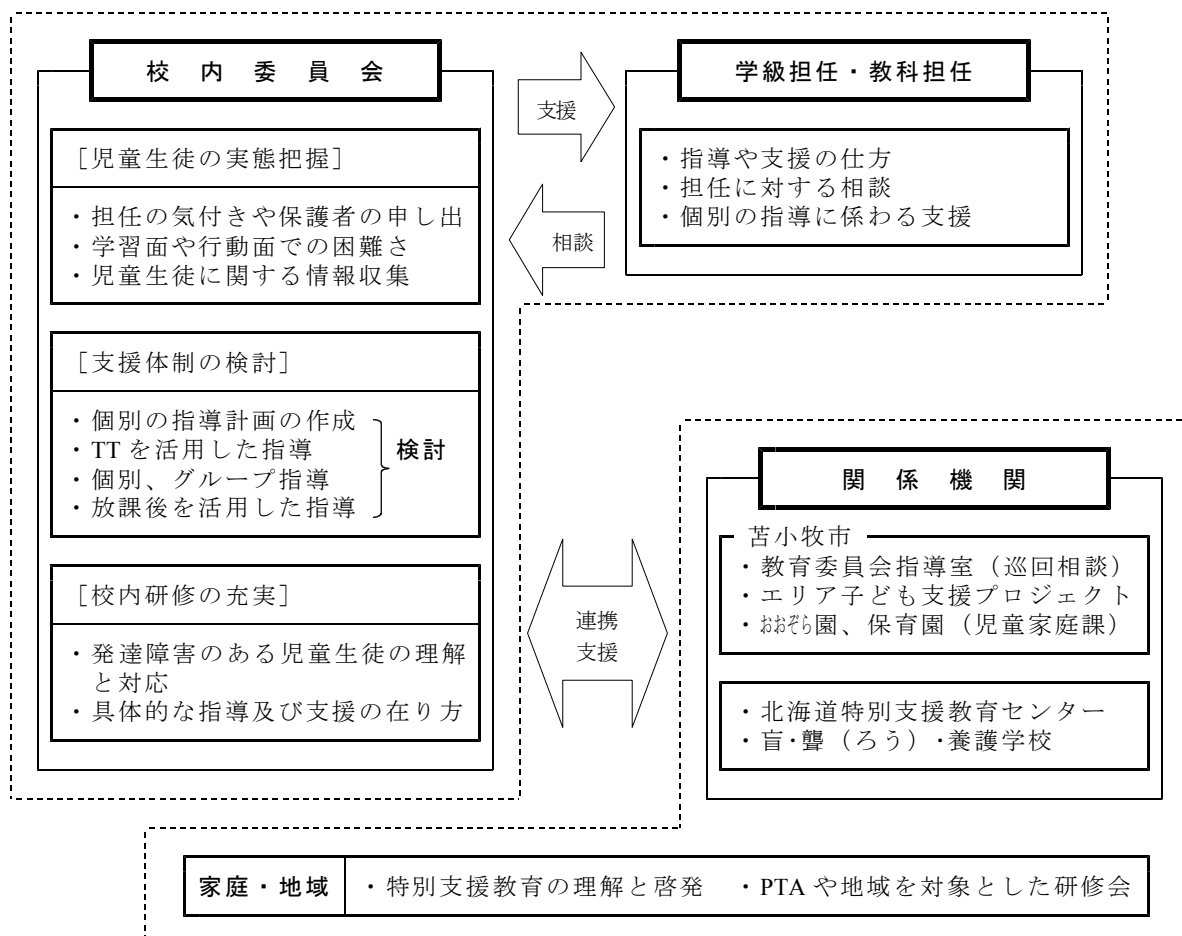
小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒に適切な指導・支援を行うためには、教職員の理解の促進を含め、学校全体が組織として一体となって取り組む体制の構築が不可欠です。担任や一部の教師だけが支援を行うのではなく、チームによる支援体制をつくり、校内における情報の共有や協力体制の構築を図ることが求められます。

苫小牧市では「エリアプロジェクト」や「巡回相談」による支援体制を推進しています。

[具体的な校内支援の進め方]

1. 実態把握：幼児児童生徒及び保護者の「困り感」を「実態把握シート」などで把握します。
2. 共通理解：校内委員会において「実態」を把握し、学校全体で「共通理解」を図ります。
3. 支援の検討：個々の「実態」に即して支援内容を検討します。（※適切な就学指導の必要性も検討）
4. 指導計画の作成：保護者と話し合い、学校における指導内容を検討し、「個別の指導計画」を作成します。
5. 指導計画の修正：定期的に校内委員会において「ケース検討」を行い、「指導内容」の修正を行います。

[校内委員会の機能を生かした校内支援体制]

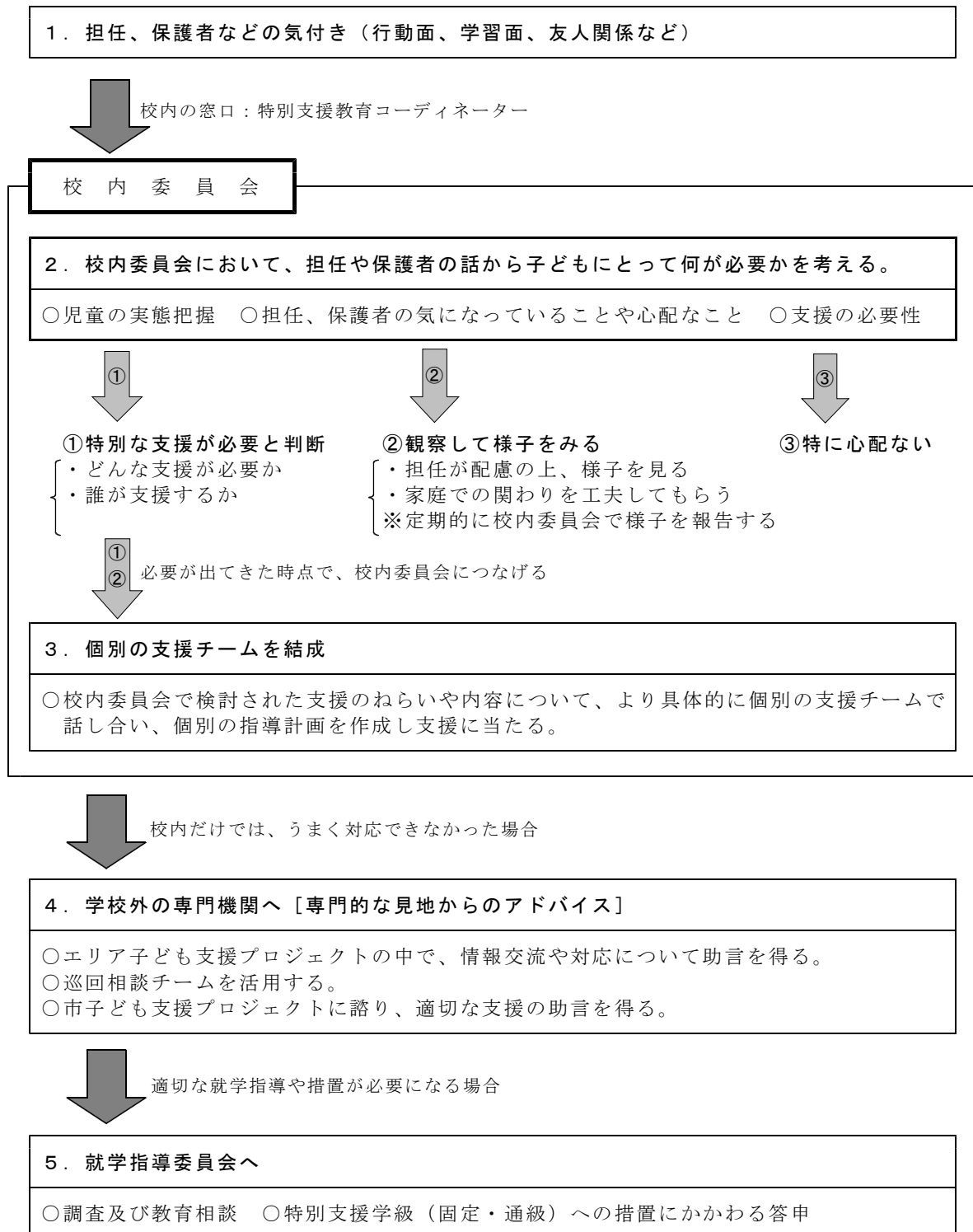


小学校における実践例

[〇〇小学校における指導の流れ]

〇〇小学校では、校内委員会の役割と支援の流れを明確にし、学校経営計画の中に明記することで、全教職員の共通理解を図るようにして推進しています。

個に応じた支援体制の確立や特別支援教育推進のために、校内委員会では本人や保護者のニーズを踏まえ、学校全体の支援体制を確立した後、個別の指導計画を作成して支援に当たります。



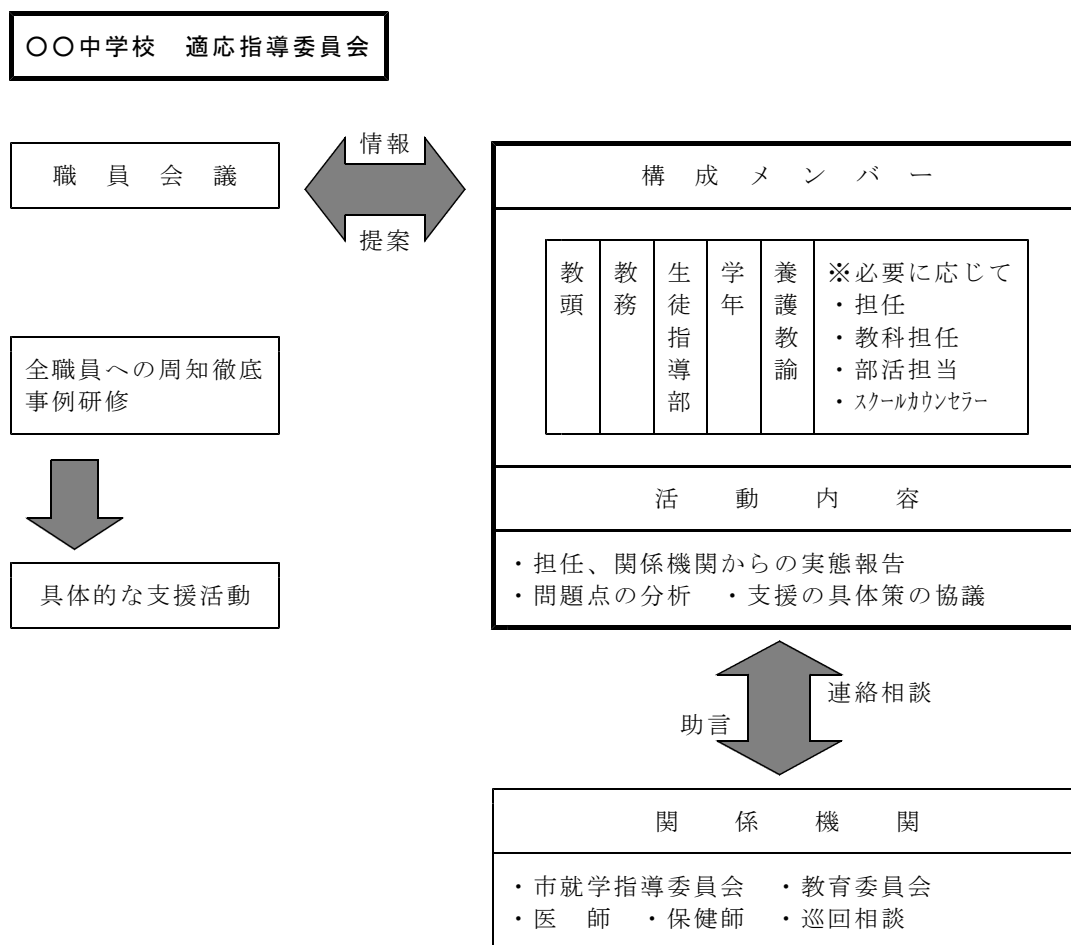
中学校における実践例

[〇〇中学校における支援体制]

〇〇中学校では行動上の問題が多い生徒、学力的に適応が難しい生徒、不登校の生徒、LDやADHD、高機能自閉症の生徒に対し、一人一人に応じた支援をする目的で、適応指導委員会を組織しています。

適応指導委員会は、担任一人の視点だけでなく、様々な視点から問題点を論議し、解決策を考える機能を持ちます。委員会で話し合われた内容は、職員会議を通して全職員に周知徹底され、学校生活の様々な場面で、それぞれの教員により具体的な支援が展開されます。

関係機関との連携の窓口としての機能をもたせることで、関係機関を利用した相談が容易になり、支援を充実させる体制とすることができます。



中学校において、校内支援体制を確立するためには、様々な立場で生徒と接している教職員と情報を集約し、問題点の分析、支援の在り方について全教職員が共通理解することが重要です。

[参考文献] 「ここがポイント北海道の特別支援教育」 編集：北海道学校教育研究会
発行：(株)北海道通信社